

# 「職長・安全衛生責任者教育」(一回目)のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

事業者は、労働安全衛生法第60条の規定により、新たに職務に就くこととなった職長、その他現場監督者等に対して、安全衛生教育を行うよう義務付けられています。

労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種にこれまで対象外であった「食料品製造業(うまみ調味料製造業及び植物油脂製造業を除く。)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わりました。

また、建設業については、建設現場で元請事業者及び関係請負事業者が混在して作業をしていることから生ずる災害を防止するため、労働安全衛生法第16条により、関係請負人ごとに「安全衛生責任者」を選任するよう義務付けられています。

建設業の場合、上記「安全衛生責任者」と「職長・現場監督者」を兼ねている実情にあることから、従来の「職長等教育」に「安全衛生責任者教育」を加え(建設業関係受講者のみプラス2時間)「職長・安全衛生責任者教育」を下記により実施することとしました。

つきましては、新たに職務に就くこととなった職長、安全衛生責任者、その他労働者を指揮監督する方に下記日程のいずれかで受講して頂きますようご案内します。

## 記

1. 対象業種 製造業、建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業、食料品製造業(うまみ調味料製造業及び植物油脂製造業を除く。)新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

(但し、繊維工業、衣服その他繊維製品製造業、紙加工品製造業、については、法令上の義務はありません。)

2. 日 時

日程 1日目 令和7年7月9日(水) 9:00~17:00(受付 8:45~)

2日目 令和7年7月10日(木) 9:00~17:00

※建設業以外の業種は、2日目の15:00で終了(下記4の講習日程を参照)

3. 場 所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)

4. 講習日程

科目及び内容		時間
1 日 目	作業方法の決定、労働者の配置	作業手順の定め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置 9:00~11:00 (2時間)
	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	指導及び教育の方法、作業中における監督指示の方法 11:00~14:30 (2.5時間)
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	危険性又は有害性の調査の方法、危険性又は有害性等に基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善の方法 14:30~17:00 (2.5時間)

科目及び内容		時間	
2 日 目	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること (第1日目の続き)	危険性又は有害性の調査の方法、危険性又は有害性等に基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善の方法 (第1日目の続き)	9:00～10:30 (1.5時間)
	異常時等における措置に関すること	異常時における措置、災害発生時における措置	10:30～12:00 (1.5時間)
	その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること	作業設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	13:00～15:00 (2時間)
	建設業の 安全衛生責任者の職務等	安全衛生責任者の役割、心構え、労働安全衛生法令等の関係事項	15:00～16:00 (1時間)
	統括安全衛生管理の進め方	安全衛生管理計画、安全施工サイクル、安全工程の打合せの進め方	16:00～17:00 (1時間)

5. 定 員 各50名

6. 受講料

- (1) 建設業以外で労働基準協会員 14,000円  
(テキスト代込・消費税10%、内税1,272円)  
非会員 16,000円  
(テキスト代込・消費税10%、内税1,454円)
- (2) 建設業で労働基準協会員 16,000円  
(テキスト代込・消費税10%、内税1,454円)  
非会員 18,000円  
(テキスト代込・消費税10%、内税1,636円)

7. 申込方法 **令和7年7月1日(火)**までに別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。なお、申込み期日までに入金を確認できない場合は、キャンセルされたものとみなします。

口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普) 0207231 名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部
---

8. その他
- (1) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場においで下さい。
  - (2) 当協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。なお、受講者には別途各人ごとに「修了証」を交付します。
  - (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、申込締切日(令和7年7月1日(火))までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
  - (4) 本研修の二回目の開催は、**8月6日(水)**、**7日(木)**を予定しています。
  - (5) お問い合わせ先 (〒682-0018) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3階  
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号:T5270005000526  
TEL・FAX 兼用 0858-22-9054

「職長・安全衛生責任者教育」(一回目)受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 次の①、②について、( )内の該当するものに○印を付けて下さい。

① 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 ( 加入 ・ 未加入 )

② 業種 ( 建設業 ・ 建設業以外 (業種: \_\_\_\_\_) )

(2) 受講者数 ( \_\_\_\_\_ 名)、 受講料 計 ( \_\_\_\_\_ 円)

(3) 受講料の支払い方法 ( 持参 ・ 銀行振込 ) (いずれかに○印を付して下さい。)

(4) インボイス発行希望 ( する ・ しない ) (いずれかに○印を付して下さい。)

\*希望する場合はいずれかに○をして下さい。( 請求書 ・ 領収書 )

メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

[ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp](mailto:ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp)

上記のとおり申込みます。

令和7年 月 日

事業場名:

所在地:

(連絡先電話番号: \_\_\_\_\_ )

代表者職氏名:

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Te l・F a x 兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)